

Eメール配信 (Monday, 23 November 2020 8:35 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①日本及びマレーシアからの入国規制措置の更新について

11月20日、MOH から「UPDATED BORDER MEASURES FOR TRAVELLERS FROM MALAYSIA AND JAPAN」が発表され、

11月22日 23:59 以降、日本やマレーシアからのシンガポールへ入国者には、指定施設での Stay-Home Notice (SHN) が課されることになりました。

(主なポイント)

- ・2020年11月22日 23:59 以降にシンガポールに入国するすべての渡航者のうち、過去14日間に日本での滞在歴がある人は、指定された SHN 施設で14日間の SHN を受ける必要がある
- ・シンガポール・日本間の相互グリーンレーン (RGL) でシンガポールを拠点とする帰国渡航者にも上記措置は適用される。

※日本からの渡航者は、自宅での SHN が認められなくなります。

本内容につきましては、日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100117701.pdf>

また、本内容（原文）につきましては、下記 MOH のホームページをご確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updated-border-measures-for-travellers-from-malaysia-and-japan>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg